

平成28年度第1回尾張旭市特別職報酬等審議会会議録

- 1 開催日時
平成28年11月28日(月)
開会 午後1時30分
閉会 午後3時20分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員
久野 泉二、松川 智也、福田 祥治、伊藤 英之、澤田 好子、浅野 憲治、
伊藤 雅一 7名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
企画部長 戸田 元、人事課長 松原 芳宣、人事課長補佐 谷口 洋祐、
人事課給与厚生係長 國光 盛夫、人事課主査 吉永 智哉
- 7 議題等
(1) 特別職の報酬等の額について
(2) その他
- 8 会議の要旨

企画部長	委員の皆様には、何かと御多忙の中御出席をいただきましてありがとうございます。 ただ今より、尾張旭市特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。 本日の進行役は、会長が決まり、次第の6 諮問までは、事務局で行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。 なお、本日は全委員に御出席いただき、定足数を満たしておりますので、この審議会が有効に成立しますことを御報告いたします。 それでは、審議会に先立ちまして、次第の2 会議の公開について事務局より説明させていただきます。
人事課長	本市では、市民の行政への参画促進と、公正で透明性のある行政運営を図るために、一部の例外を除きまして、市の附属機関等の会議は、公開をすることとしています。 会議の公開とは、市民の皆様には会議の開催をホームページなどでお知らせし、希望される方については会議を傍聴していただくもので、会議録などの資料も公開させていただくというものでございます。 本審議会につきましても、会議公開制度に基づき、公開させていただきますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。
企画部長	それでは、次第の3「市長の挨拶」に移ります。水野市長から御挨拶を申し上げます。
市長	本日は特別職報酬等審議会の開催にあたりまして、委員の皆様方には、何かと御多用の中、本審議会委員をお願いしましたところ快くお引き受けをいただき、厚くお礼申し上げます。また、本日はお忙しい中、審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 本審議会については、特別職の報酬について審議していただくということで、

	<p>以前に給料月額だけでは審議しづらいという御意見もあり、昨年度から手当も含めた形で審議をお願いしているところでもあります。さらに今年度からは、教育長が審議対象に新たに加わりました。新しい教育長制度のもと、従来の教育長と教育委員長の職務を合わせた形で、新たに教育長が特別職になりました。従前の教育長並みの給与となっておりますが、そのあたりも含めて御審議いただきたいと思っております。そして、公務員の給与については、人事院勧告により今年度は若干の引上げとなっております。市独自で民間等の業績の把握等は難しい面もあり、本市でも人事院勧告に準じて引上げの予定としているところです。公務員に対する厳しい批判もあり、民間はまだまだ厳しいという御意見もあるかと思っておりますが、そうした中で特別職の報酬はどの程度が適切かというところを御審議いただきたいということでございます。最近では、東京都知事や以前から名古屋市長あたりは、給与は少なくても良いと若干パフォーマンス的な面も含んだことをおっしゃられています。なかなか自分の働きはいくらぐらいに相当するのかというのは言いにくい面もあります。単純に下げれば良いというものでもないと思っておりますので、皆様に本委員会において、私の給与というよりは、尾張旭市の特別職としての給与の妥当性を御審議いただき、答申いただければと考えております。なかなか難しい立場であり、難しい審議会であることは十分承知しておりますが、皆様の忌憚のない御意見をいただき、答申をいただくようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。</p>
企画部長	<p>それでは、次第の4「委員の紹介」をさせていただきます。お手元の「資料1」をご覧ください。名簿順に紹介させていただきます。 (委員紹介) 続きまして、事務局職員を順に自己紹介をさせていただきます。</p>
事務局	(事務局自己紹介)
企画部長	<p>次に、次第の5 協議事項に入ります。 (1)会長の選任 と (2)同職務代理者の選任でございますが、審議会条例第4条によりまして、会長は委員の互選で、そして職務代理者は会長が指定することになっております。どういう方法がよろしいでしょうか。</p>
委員	推薦という形でどうでしょうか。
企画部長	推薦との発言がございました。その他ありますでしょうか。なければ推薦でお願いしたいと思います。では、どなたか推薦をお願いいたします。
委員	会長は審議会の取りまとめ役という大切な仕事ですので、学識経験豊かな名古屋産業大学の伊藤先生を推薦します。
企画部長	ただいま、名古屋産業大学の伊藤先生の御推薦がありました。他に推薦はございませんか。無いようですので、伊藤先生をお願いすることで御異議ございませんでしょうか。
委員全員	異議なし
企画部長	異議なしとのことですので、伊藤先生が会長に決定しました。席をお移りいただき、一言御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします
会長	(会長席へ移動)
会長	改めまして名古屋産業大学の伊藤です。どうぞよろしくお願い申し上げます。尾張旭市の特別職ということで、市長、副市長、議員、そして今回新たに教育長が加わりますが、いずれも尾張旭市のマネジメントを担っている方々の報酬等の額であり、大変責任の重い審議になります。各界各層からお越しいただいている皆さんの御意見を踏まえながら、より良い答申をまとめていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

企画部長	次に、職務代理者の指名でございます。会長よろしく願いいたします。
会長	では、職務代理者については、会長から指名をさせていただく形になっておりますので、私から指名させていただきます。 私も本審議会は2年ぶりですが、10年近く審議に携わってきた経験から、特別職の報酬については、地域の経済情勢等も非常に重要な判断材料になってまいります。ついては、地域の金融機関として経済情勢等に明るい瀬戸信用金庫尾張旭支店の松川支店長に職務代理者をお願いしたいと思っております。
企画部長	職務代理者に決定しました瀬戸信用金庫 尾張旭支店の松川支店長から一言御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。
職務代理者	瀬戸信用金庫尾張旭支店支店長の松川です。まだまだ未熟者ではありますが、指名をいただいたからには、一生懸命尽力させていただきたいと思っております。また、皆様方の地域経済に役立つことも、金融機関の本分として邁進していく所存でありますので、また何かと御助言御指導御鞭撻いただくこともあるかと思っておりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。
企画部長	会長及び職務代理者をお決めいただきましてありがとうございました。 次に、次第の6「諮問」に入ります。 これより、市長から審議会会長に諮問書を手渡しさせていただきますので、よろしく願いいたします。
市長	(会長席の近くへ移動)
市長	尾張旭市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。
市長	(審議会会長に諮問書を手渡し)
企画部長	なお、委員の皆さまには、ただいまの諮問書の写しが資料2としてお手元に配付してございますので、のちほど御確認いただきたいと存じます。 それでは、大変申し訳ございませんが、市長は他に公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。
市長	(市長退席)
企画部長	諮問が終わりましたので、以後の議題は会長のもとで進行していただきます。それでは、伊藤会長よろしく願いいたします。
会長	それでは、さっそくですが、議題に移ります。特別職の報酬等の額について、まず事務局から説明してください。
人事課長	(資料に基づき説明) 資料3「関係条例」 <ul style="list-style-type: none"> ・7名の審議会委員は市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が任命することとなっている。 ・昨年度から期末手当も審議対象となった。 ・今年度からは教育長も審議対象となる。 ・昨年度の答申に基づき、期末手当を0.05月分引上げ、条例を一部改正 ・新教育長について、一般職から特別職への移行に伴い、同じ給与水準となるよう給料月額の設定を実施済み。

給与厚生 係長	<p>(資料に基づき説明)</p> <p>(1) 資料4「県内各市二役給料月額等一覧」 ・各市とも新教育長へ徐々に切り替わっている。</p> <p>(2) 資料5「県内各市二役期末手当額等一覧」 ・期末手当額についても審議するための期末手当支給額と総収入額を掲載</p> <p>(3) 資料6「県内各市議員報酬月額等一覧」 ・期末手当支給額及び議員の年間総収入額を掲載。</p> <p>(4) 資料7「県内各市二役給料月額及び議員報酬月額比較(抑制措置前)」 ・本市は概ね平均もしくは平均以下</p> <p>(5) 資料8「県内各市二役及び議員の期末手当額比較(抑制措置前)」 ・期末手当額は地域手当の影響で、給料月額の比較よりは順位は上がる。</p> <p>(6) 資料9「特別職及び一般職(最高号給者)の年収比較」 ・平成28年度の一般職の年収見込の最高額と比べ、市長は約1.64倍。</p> <p>(7) 資料10「特別職報酬等月額の推移」 ・直近では、平成27年4月の改定で、市長、副市長、議長、副議長、議員、すべて0.5%の引上げ。</p> <p>(8) 資料11「期末手当支給月数の推移」 ・平成28年度は0.05月分増額改定している。</p> <p>(9) 資料12「一般行政職の給料改定率及び消費者物価指数の推移」 ・平成28年度一般行政職の給料は、人事院勧告に従い0.2%引上げ予定。 ・消費者物価指数(9月速報値)は、昨年度から0.4ポイント減少。</p> <p>(10) 資料13「人事院勧告状況(平成22年度から平成28年度まで)」 ・平成23年度は月例給0.23%引下げ。ただし、指定職は0.5%の引下げ。 ・総合的見直しにより、平成27年度から俸給表が平均2%引き下げられている。 ・平成28年度の勧告は月例給0.2%引上げ、勤勉手当0.10月分引上げ。 ・本市一般職員の給与改定は、人事院勧告どおりを予定。</p> <p>(11) 資料15「議員の活動状況」 ・議員報酬を検討する際の参考。</p> <p>(12) 資料16「県内各市平成27年度普通会計決算状況」 ・本市の財政力指数は0.94 ・他市と比べると若干低いが、県内の自治体の財政状況が全国的には非常に良いため。平成26年度の県内市の平均は0.97。全国平均は0.49。</p> <p>(13) 資料17「健全な行財政運営を行うために取り組んできたこと」 ・総合計画の進行管理、事務事業評価、施策・基本事業評価、人事考課制度、定員適正化計画等</p>
会長	<p>それでは、今の事務局からの説明を踏まえて、審議に移ります。資料についてもかなりボリュームがあり、データも多いですので、資料内容の確認を含め、皆さんから質問を受けたいと思います。</p>
委員	<p>今回大きく変わったところは、新教育長に関するところだと思いますが、今までの教育長は、特別職ではなかったということですが、制度的には変わっても、予算の出どころは同じでしょうか。</p>

人事課長	教育長については、平成27年4月から制度として変わりました。本市の場合は、今年の10月から新教育長になりました。今までの教育長は常勤の一般職だったので、一般職と同じ給与の出し方をしていましたが、新教育長では教育委員長という職責が加わりました。新たに特別職になったことで、今回審議の対象に加えさせていただきました。
会長	教育長の職務について、一般職から特別職となって何が変わったのか、補足説明をお願いします。
人事課長	今までの教育長は、市の教育に係る事務局のトップという位置づけでした。他方、教育委員会については、非常勤の教育委員が本市では4名任命されていますが、その方たち教育委員のトップが教育委員長であり、従来は非常勤の教育委員から1名教育委員長を任命していました。新教育長は、教育委員会の事務局と教育委員会のトップを一本化し、責任と権限を集約しています。
会長	教務の仕組みは、合議制ですので、教育委員会という合議体で最終的な決定を行うということになっています。これまでの教育長は、あくまで事務局のトップであり、教育委員会のトップではなかったが、新教育長制度では、教育委員会のトップである教育委員長の職務も兼ねることになったということです。この件も含め、何か確認したい事項はありますか。
委員	三役というのは、他の市でも特別職なのでしょう。
人事課長	他市でも市長、副市長については、従来から特別職で、教育長については、順次特別職に切り替わっています。平成27年4月1日以降は、教育長の任期が終了した時点から、新教育長になっています。
会長	資料4で教育長の給料月額に網掛けがしてあるところが、新教育長に切り替わっているという理解でよろしいですか。
人事課長	はい。資料4については、平成28年4月1日現在で新教育長に切り替わったと把握している分について、網掛けがしてあります。なお、本市については、平成28年10月1日での切り替えですが、最新のデータということで、新教育長の給料月額を計上しています。
会長	ひとつだけ確認ですが、新教育長の給料月額について、現給保障という形で706,000円になっているということですが、現給保障ということは、そのままでは給与が下がってしまうということだと思います。その点について、一般職と特別職の計算方法の違いについて簡単に説明してもらえますか。
人事課長	一般職と特別職での給与計算方法の違いで一番大きいのがボーナス部分の違いです。支給月数が一般職では4.2月分、特別職が3.15月分となっております。特別職の方が少なくなっています。また、ボーナス算定に係る計算方法も異なっており、従来一般職の給料月額のままでは、年間支給額が下がってしまうことになるため、一般職の時と同じ水準を確保するため、36,000円給料月額を上げました。
委員	給料月額について、住民一人当たりの額は出していますか。例えば、尾張旭市長ですと、11.86円になるかと思いますが、他市に比べて高いか安いかなというデータはありますか。
人事課長	そういうデータはありません。本市の市長の給料月額982,000円に対し、人口は82,788人ですので、11.86となります。
企画部長	市の規模によって大きく変わってきてしまいます。名古屋市のような200万人を超えるような規模に対しての市長の給料月額ですと、非常に小さくなりますし、市の規模の大きさが数値として大きく影響してくることになると思います。

委員	例えば、知多市が86,134人で、市長が965,000円で、人口で割ると11.2になりますが、それと比べても尾張旭市は少し高いとなります。あと、北名古屋市が84,483人に対して、977,000円で11.56と比べても少し高い。
企画部長	どこの市でもこの特別職報酬等審議会の中で、市長の職責に応じて給料月額が決定されています。その議論の中で、人口で比較するという議論があるかどうかは分かりませんが、必ずしも人口数に応じて市長の月額が変わるということはないような気がしています。
委員	確かに人口が多いところは数値が低くなりますね。
会長	今から10年程前に平成の大合併ということで、3,300あった市町村が1,700まで減りました。そうした合併の経緯によって、その都度給料月額が決められてきたので、そうした部分でも若干違いがあると思います。
委員	各市でこうした審議会をやっている割に、どの市も数字が一緒ですね。期末手当が3.15とか、役職加算が20パーセントとか。どうして数字が一緒になるのか、その仕組みがわからないのですが。
人事課長	今言われたのは、期末手当の月数だと思いますが、ここを審議の対象としているのは、愛知県内では尾張旭市だけだと思います。他の市は、資料4という給料月額だけを審議の対象としています。本市では、昨年度から期末手当を審議対象に加えましたが、他の自治体は審議の対象としていません。したがって、他市では国の人事院勧告の示す特別職の数値を参考にしていますので、それに基づき横並びで改定しているという状況です。
委員	まだ出ていない人事院勧告がありますよね。
人事課長	人事院勧告は、今年の8月に出ています。
委員	今年の8月に出了人事院勧告を審議するわけではないですよ。
人事課長	この審議会は、人事院勧告で示されたものを審議する場ではなく、特別職の報酬、いわゆる給料月額と特別職のボーナスいわゆる期末手当の月数を審議していただくこととなります。そのために参考資料として人事院勧告の内容をお示ししているということです。
委員	各市横並びということで考えれば、ボーナスの月数は、ここに出ている数字でやっているということですかね。
人事課長	ボーナスに関しては、どこの市も人事院勧告に基づく改定になっていると思います。他の自治体ではこうした審議会でボーナス分を審議しませんので、勧告に倣った改定になるかと思います。
委員	そういうことですね。
企画部長	基本的に人事院勧告制度というのは、国家公務員に対してなされるものです。県とか政令市だと人事委員会というのがあって、そこが民間との格差などを調べて、8月頃に勧告をして、それに基づきその年に改定していくという流れになります。尾張旭市のような規模ですと、人事委員会が無いですし、民間との格差を独自に調査するのもなかなか難しいですので、私たちの一般職は、基本的に人事院勧告に準じて、給料を改定していくという状況です。実際には、我々は地方公務員ですので、必ずしも国と一緒にしなければいけないということはありませんが、民間とか国と均衡を図らなければいけないという法則がございますので、その点からボーナスの月数などは、各市並んでいるのかなと思います。

<p>会長</p>	<p>今の御質問はとても重要なところで、名古屋市のような政令市ですと、人事委員会が置かれていて、市内の民間企業の給与などをかなり詳しく独自に調べて、人事委員会勧告というのを出しています。それ以外の市町村は、国の人事院勧告が一つの参考になっています。その中で、審議会の論点としては、周りの自治体はどういう改定状況にあるのかというのが一つありますし、別に横並びにするという意味合いではありませんが、そういうものも総合判断の一つになるかと思えますし、市内の経済動向、景気動向というの、重要な判断材料になるかと思えます。ある特定のエリアで景気が良くないという状況があったとして、国全体の勧告がこうだから同じように改定するとはなりにくい状況もあります。経済、景気動向が国全体の趨勢と比べてどうかというのも一つの判断材料になるかと思えます。さらに、この資料の中にもありますが、市の財政状況、市によってはかなり厳しい財政状況に置かれているということもあります。そうしたところは、全てではありませんが、5ページの表の中ほどに「抑制措置あり」と書いてある市については、例えば財政状況がかなり悪化していて、独自の判断として給料月額を下げているというところもあろうかと思えます。さらに、特別職としての職責、議員としての職責など、いろいろな観点で御覧いただきながら、総合判断としてどういった形が望ましいのかを考えていきたいと思えます。先ほどの質問は、そのベースになってくる内容かと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>この資料で「抑制措置あり」というのは、あまり財政状況が良くない市ですよね。尾張旭市は0.94ですので、抑制する必要もないように感じます。</p>
<p>会長</p>	<p>先ほどの説明の中で、全国の財政力指数の平均が0.49という話もありましたけれども、私の地元の三重県ですと、0.94と言ったら極めて高い水準の数字になりますので、地方交付税をもらっているから財政力が弱いということではなく、全国的にみればかなり高い値だと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほどの期末手当の月数ですが、他の市と変動させる必要は特にないような感じがします。</p>
<p>会長</p>	<p>先ほど景気・経済の話も出ましたが、そのあたりはいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>尾張旭市は、地域として際立った特性というのは特になくて、工場をやっている方もいれば、商店をやっている方もいます。瀬戸では製陶業が主な産業ですが、尾張旭市には事業主の方もいますが、どちらかと言うと数は多くはありません。それよりも地主やアパート経営といった資産家の方が多いように見受けられます。尾張旭市は、瀬戸電が東西に横切り、瀬戸街道のような幹線道路もあり、交通のアクセスは良いところで、サービス業が多いように思います。尾張旭市独自の地域の景気状況などは感じる事ができないというのが正直なところです。私どもも瀬戸市役所や商工会議所と連携して、新たに創業される方の支援とか、地域創生に注力しようという取組みを立ち上げて進めています。その中でも尾張旭市内で新たに商売を始めようという方が公募で14、5件いまして、発展の余地がある地域ではあります。少し話が逸れましたが、尾張旭市の地域での経済の動向ということですが、これから人が増える余地はあると思えますが、表立った目につく動きというのは感じられないというのが実情だと思います。近隣では、長久手市でイオンができたり、IKEAができたり、住みやすい街ランキングなんていうのもあったりしますが、尾張旭市もそれらに付随して、ビジネスチャンスが増えることにもなると思えますので、そういう点は期待できるのではないかと考えてはいます。</p>

委員	尾張旭市に住んでいると言うと、みんなは「良いね」と言ってくれるけど、「じゃあおいで」と言う、「嫌」と言われてしまう。住んでしまえば良いところだけど、ちょっと魅力が足りないと思う。やっぱり区画整理が遅いのかなと思う。
会長	住宅供給という点では、今の尾張旭は供給が過多ですので、整理はされている状態ですね。作れば良いってものではなくて、作ったは良いが、全然人が入らないではいけないので、そういう意味では、人口の動きに対して、ある程度適切な宅地の供給はされている状態だと思います。
企画部長	区画整理についても、特に尾張旭市が遅れているということはありませんが、調整区域の部分などは、保全していくところなので手をつけられないというのはあります。やはり旧市街地のところは、なかなか区画整理が進まないというところはあります。今回旭前城前の区画整理が終わりますが、そうすると北原山だけになります。次の区画整理は、現状予定されていないので、そういう意味では住宅供給が少なくなるケースも先々想定されますが、しばらくは北原山の区画整理も進みますし、人口も伸びていくということは想定されます。
委員	私の認識では、住みやすい街のランキングで、尾張旭市は確か高かったと思います。尾張旭市外の人が、尾張旭市に住みたいかという点で、魅力が少ないという指摘もあるかもしれませんが、今住んでいる市民の皆さんとしては、尾張旭市は住みよい街だという感覚だと思いますし、私個人もそう思います。あとは魅力をもっと作り出していけば、人口も増えていくと思います。
委員	交通の便も悪くないし、あと何かひとつ魅力があればね。何か足りないのかなと思う。大きい施設もなく、森林公園ぐらいしかないけど、森林公園をもっと活用するとかあっても良いと思う。
企画部長	どちらかという住宅都市として発展してきたところですので、住みやすさというところでは決して近隣に引けを取ることはないと思います。先ほど話にも出ました森林公園は、なかなかあれだけの施設はよそにもありませんので、もっと市としてもPRしていかなければいけないとは考えています。
会長	住みやすさというのは皆さん口に出されると思いますし、何よりも防災面では極めて安心できる場所ですよ。そういうベースの部分是非常にしっかりした都市ではありますが、先ほど言われたように住宅都市ですので、いろんな機能がセットであるかという、そうではなくて、ただ面積もそれほど大きくありませんので、ちょっと行けば他の都市の施設も活用できる立地条件にはなっています。
委員	人が来て、お金を落としてもらって、街は反映すると思うので、施設が無いとよその市へ行ってしまう。
会長	確かに日進とか長久手の方に人口が張り付いていきますので、尾張旭の考え方としては、なるべく子育て世代に来てもらおうということで、子育て支援には随分力を入れていますよね。
企画部長	待機児童を減らしていくとか、基本的な生活のしやすさというところは、総合計画でも人口を伸ばしていく施策として、子育ては一つの柱であり、そういう部分は進めていかないといけないと思っています。そういう意味では、今の市長はシティセールスをやっている中で、人口を増やしていきたいといういろいろなところで活動しています。

会長	人口を増やせる可能性のある市というのは極めて限られていて、全国的にはどこも人口のピークを過ぎて、減少に転じていますから、まだ人口を伸ばせる可能性があるのは3大都市圏くらいです。
委員	答申というのは、市長から議員まで全員同じ月数で増加させたり、減少させたり、同じ月数でしなければいけないというわけではないですよ。
会長	でなければならぬということはないと思います。
委員	午前中に図書館に行ってきましたけど、市議会議員の定数21から19に減らそうという議案が、2回ほど否決されています。それと市議会議員が提案した条例は、1件もないですよ。1件もなく、月額425,000円、年額700万はもらいすぎじゃないかという意見があります。審議会ですから答申すると思いますけど、市長、副市長と市議会議員との賞与を変動させることができるなら、市民感覚からしたらそうした方が良くと思います。専業で市議会議員している方は6名ですよ。あとの方は、会社員とか他に収入がある方で、無職の6名のうち2名は年金受給資格のある方で、年金受給していると思いますが、要するに生活に困らないのではないかと思います。賞与を含めて700万というのはちょっと多いと思います。賞与の3.15月というのを横並びにする必要は、ちょっとどうかと思うわけです。
会長	議員の報酬はどういう水準が適切なのかというところで、市長、副市長は常勤ですので、仕事が見えやすいですけど、議員の場合は個々に活動も違いますし、共通してあるのは資料の17ページの部分ですが、ただこれが全てかといえばそうではないというところもあります。
委員	他に収入があれば、ある程度生活できるかなとも思いますし。今話題になっている政務活動費も年間15万円出ていますよね。
委員	それがどれくらいの消化率かというのは分かりませんが、交通費も出ますしね。
会長	これも見方が2つありまして、今言われたのが実態ということだとすれば、今議員になられている方の多くは仕事を持っていたり、年金を受給しているということですけど、市議会議員という職を考えたときに、今までは何らかの職を持ちながら議員になる人にしか門戸が開かれていないというので、それはそれでどうなのかという話もあり、片方でいろいろな議論があるので、どう見ていくかというのはいろいろあると思いますので、どちらも聞いていきたいと思います。
委員	議員報酬の700万円に対して、一般職員の平均が400万ちょっとですよ。それと比べると、17ページの勤務実態を見るとね。
企画部長	議員の活動はなかなか難しく、公的な議員としての活動と地域の代表としての活動とか、いろいろなものが混ざり合っているので、本会議が1回20何日で4回ですねとかでは表しにくい部分はあるかと思います。議員と外の特別職が一緒でなくてはいけなかないかと、それはこの場で議論していただく内容で、上げるか下げるかどちらにしてもそれなりの理由というものを、皆さんの中で議論していただき、共通の考えとして出てこれば、それは一つの方向としてはありだと思います。
委員	この前の市議会議員選挙でも、多くの立候補者の方は、議員定数を減らしましょうということを感じていました。それが否決されるというのは、どういうことだろうと疑問を感じているわけです。減らすというのは抵抗があるかもしれませんが、できれば市長とか教育長とは別の月数で検討できないかと思うわけです。

委員	月数という期末手当だけの議論ではなくて、月額報酬をどうするかという点と、期末報酬をどうするかという点と、総じて年収ではどうかという点と、昨年の答申で7本の柱が書いてありますので、それらに準じてまた話を進めていけば良いと思います。ただ議員を安易に減らしたらいいじゃないという感覚では、ちょっとまずいなと思います。
委員	いや、日常から積極的に活動して、市民の声を聞いてくれるのであれば、何らかの問題意識が出てきて、条例案の提案くらいはあっても良いと思うんですけど、それが無いというのはさみしいですね。
委員	私もひとこと言わせていただくと、職員の皆さんは人事考課制度というのを一般職はやっていると思いますが、一方で議員さんはどうなんだと思うわけです。ひとつの見立てとして、議会の中で代表質問なり、一般質問を全くやっていない議員はいないのかという議論もあります。
委員	私も午前中見てきましたが、21名の議員のうち、一般質問される方はだいたい14、5名です。そうすると残りの何名かは、質問していないということになりますよね。
企画部長	尾張旭市の場合は、議長と副議長と監査、その3名の方は、慣例で質問はしないということになっています。ですので、実際に質問ができる議員は18名です。本市の場合は、おそらく他の市より質問される人数は多いと思います。14名とか、15名とか、だいたい1回当たりそれくらいは質問されますので、質問しない議員は、1回の議会で2、3名です。
委員	今の話をお聞きしていると、ほとんどの方は質問をしているということですね。
企画部長	他の市の状況をお聞きした限りでは、比較的たくさんの議員が質問をしているなという印象を持っています。
委員	問題なのは、定数を19に減らすことを公約にしておきながら、否決するなんてと思います。
会長	そのような公約を選挙の時に誰がしたのか、それが多数なのか、今は分からないと思います。
委員	どのくらいで否決されているのですか。
企画部長	今は資料が無いのでわかりませんが、何人かの議員の連名で議員定数削減の案が出ていると思います。会長も言われましたが、それなりの理由があって議員としては反対という意見を出されているかと思います。議会としては、議会のあり方については、ここのところずっと議論をしてきていますので、そこでそういった議題が上がっているかはわかりませんが、議会を改革していこうとしていると思います。
委員	先ほど月数が変わってもよいという話もありましたが、私は変えても良いと思います。このままでは、市民の議員に対する信頼が減ってしまうと思います。
会長	17ページは、あくまでもルールに定められた会議の日数ですので、17ページだけで議員の活動が終わっているという議員は基本的にいないと思いますけれども、もしボーナスの月数を変えるということであれば、合理的な理由が必要となってきますので、そのあたりは必要があれば審議会で議論していくということですね。
委員	他の市町村でこういう条例があるけど、うちはどうだとか、問題意識を持って議員活動をしていけば、いくつかメニューが出てくるとは思いますけどね。

人事課長	議会の中からそういう風に出てくるということもできますし、そういった部分も含めて、市側で整理してそうした提案をしていくということもあります。
会長	議員提案の条例というのは、当然議員が条例を作るということもありますが、多くは議会の質疑によって当局が条例を作るように促すというものが、ウェイトはかなり大きいと思います。だから、議員提案の条例が無いからと言って、議員が何も提案しなかったかということ、決してそうではなくて、そのあたりの検証もいるかなと思います。
委員	我々の立場から申し上げますと、議員については、共に活動することもありますし、協力要請することもありますし、地域の声をお聞きすることがあれば、そういうことを直接お話しすることもあります。
委員	私の昔所属していた組織でもいましたけど、あまり活動が見えませんでした。当選した途端に、という話がありました。
委員	そういう議員を選んだ方にも問題があって、せっかく選んだ議員ですから、もっと話を持って行って、そのように動いてもらわないといけないですね。
委員	市側の方がこういうことで問題があるということで、条例を出しているというならわかる気がしますが、議員が直接活動しているということではないですよ。
委員	個人的に議員に恨みがあるわけではなく、報酬の関係で意見を言わせていただきました。
会長	最終的には、前回の答申が20ページ以降に載ってしまっていて、特に21から22ページにかけまして、7つの項目があります。21ページから「人事院の給与等に関する勧告の状況」、これは事務局からの資料で分かりますけれども、22ページに行きまして、「一般職の給与改定状況」、それから「経済状況」は先ほど御説明いただきました。それから「財政状況」、「特別職の職責」この中に先ほどから出ている議員の職責もあるわけですが、それから「特別職の月例給の水準」、「特別職の期末手当の水準」というのが書かれています。これらいくつかの観点から議論をして、答申としてまとめていくという作業になりますので、今日いくつかの項目で御意見をいただきましたけれども、2回目の審議会の中で、再度こういったところをお伺いしていく形になります。今日、今まで1時間半ほど御審議をいただきましたけれども、まだ言っていないような御意見はありますか。

会長	よろしいですか。あとは、周辺の市の状況もある程度踏まえておきたいところですが、実は尾張旭市の審議会は周辺と比べても早い方です。他の市の状況も参考として踏まえておいた方がよいかと思っておりますので、できましたら2回目を開催して、先ほどの7つとは限りませんが、それらを元に議論を進めていきたいと思っています。最終的に審議会で答申いただく事項というのは、市長、副市長、教育長については給与、議員については報酬になりますけれども、給与とか報酬をどのように改定するか。3つしか選択肢はないですけれども、引き上げるか、据え置くか、引き下げるかのいずれか、これが1つです。それと、昨年度から月例給以外に期末手当が審議の対象になっておりますので、期末手当を引き上げるか、据え置くか、引き下げるかですね。そして、改定する場合には、改定率、改定額、それと実施時期ですね。大きくはこの3つです。月例給の改定方法、期末手当の改定方法、それから具体的な改定率・額ということになりますので、最終的にはこの部分を集約していかなければいけませんから、また次回の審議会の中で御意見を頂戴して、皆さんはどのように考えるのかということをもた個々にお尋ねしながら整理していくような形を取りたいと思います。
委員	この審議会の内容が反映されるのは、来年度ですか。
会長	実施時期についても、この審議会の中で審議していくこととなりますが、これまでは翌年4月に改定していましたね。
企画部長	例年ですと、3月議会に議案を上げて、4月から新しい額でというのが、今までの答申に基づく流れとなっています。
委員	次回は、答申案の文章まで仕上げる状態にするのですか。
会長	皆さんの最終的な御意見をまだ伺っていませんので、答申案をあらかじめお出しすることはできません。まずは、御意見をお尋ねして、審議会全体として先ほど言った3点について、このような方向で行きましょうという合意が得られたら、その合意に基づいて、会議終了後になると思いますが、答申案文を作って、皆さんに見ていただくというスタイルになるかと思っております。2回目の審議会の中で、答申文章までは多分行きつかないのではないかと思います。
委員	わかりました。民間企業だと、給与とか賞与がどれくらい下がるかということを試算します、そういうのはないですよ。要するに月数3.15が3.20になったら、金額としてはいくら増えるかという試算が無いのでしょうか。
人事課長	今回の会議の中では、そうしたものは御用意していないのですが、このまま国の勧告通りに改定するとどうなるのかというような比較表は用意することはできます。国は、月例給は改定が無かったので、ボーナス分だけ0.05月分引き上げた場合に差額がいくらかという資料は御用意させていただきます。
委員	愛知県の人事委員会で、職員の給与が3年連続で上げるということが決まりましたよね。尾張旭市には、人事委員会というのはいないですよ。
人事課長	ございません。
委員	だから国の人事委員会に沿っていくという方針ですよ。愛知県の人事委員会の勧告も参考にされているのですか。
人事課長	国の人事院勧告が8月に出ており、民間の水準に準拠して国は作っておりますので、尾張旭市は、その人事院勧告と同じような引き上げ引き下げという形でいくこととなります。

会長	他はよろしいでしょうか。特に御意見が無いようですので、第1回の審議会はこれで閉じたいと思いますが、次第で議題3としてその他がありますので、事務局から何かありましたらお願いします。
給与厚生係長	次回の開催についてですが、平成29年1月13日（金）の午後2時から開催させていただく予定をしております。開催通知はまた別途お届けいたします。
委員	その時またこういう資料がいただけたと思いますが、もう少し早くなりませんか。私、仕事場に来て、初めて見たのが今日です。
人事課長	申し訳ありませんでした。次回作成させていただく資料としまして、引き上げた際の額がわかる資料とその時点で出せる最新の近隣の状況、一番初めにおっしゃられた1人当たりのというのはよろしかったですか。
委員	いいえ、結構です。
人事課長	では、そのあたりで調整させていただきますが、もし近隣の状況について、事前送付が間に合わなければ、当日まで最終調整させていただきますので、他の資料はできるだけ早くお出ししたいと思いますので、よろしくをお願いします。
会長	それでは本日はこれで閉会とさせていただきます。